

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月28日
【会社名】	日本車輛製造株式会社
【英訳名】	NIPPON SHARYO,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 守
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
【電話番号】	052-882-3316
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 荒木 繁
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
【電話番号】	052-882-3316
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 荒木 繁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績並びにキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年10月28日

(2) 当該事象の内容

当社は、当社の連結子会社であるNIPPON SHARYO MANUFACTURING, LLCの解散を決議し、解散の手続きを進めてまいりましたが、手続きの完了が2026年3月期となる見込みとなりました。当該子会社の解散手続き完了見込みを踏まえて、今後の業績動向を総合的に勘案するとともに、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性が見込まれる部分について繰延税金資産を計上し、法人税等調整額（益）を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期半期決算において、2,197百万円を法人税等調整額（益）に計上いたしました。なお、2026年3月期決算においては、当該繰延税金資産が一部取り崩され、法人税等調整額（益）は減少する見込みです。

以 上